

議案第 24 号

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和 6 年 8 月 22 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 足立青少年の家の廃止に伴い、北九州市教育委員会事務専決規程（昭和 44 年北九州市教育委員会訓令第 3 号）を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について（概要） （青少年の家「足立青少年の家」の廃止）

1 改正理由

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置している。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、足立青少年の家は、令和7年度末までに、廃止することとし、令和5年12月議会で条例議案を提出し可決された。

そのため、足立青少年の家が廃止される令和6年10月1日に規程の改正を行うものである。

2 改正内容

足立青少年の家の管理及び運営を区長等が補助執行していることから、別表の足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関する事務並びに足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関する事務の規定について、「足立青少年の家」を削除する。

3 施行期日

令和6年10月1日

北九州市教育委員会訓令第 号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和 6 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和 4 4 年北九州市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関する事務の項中「足立青少年の家、」を削り、同表の足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関する事務の項中「足立青少年の家及び」を削る。

付 則

この訓令は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

新	旧								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 1926 351 2083"></td> <td data-bbox="351 1926 411 2083"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1160 351 1926"></td> <td data-bbox="351 1160 411 1926">略</td> </tr> </table>				略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 918 351 1075">猶予に関する事務</td> <td data-bbox="351 918 411 1075"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 152 351 918"></td> <td data-bbox="351 152 411 918">略</td> </tr> </table>	猶予に関する事務			略
	略								
猶予に関する事務									
	略								